

西九州大学短期大学部

令和 2 年度 自己点検評価

認証評価の課題改善事項等に関する報告

令和 3 年 3 月 31 日

はじめに

西九州大学短期大学部は、一般財団法人短期大学基準協会による令和元年度認証評価の結果、適格と認定されました。自己点検評価報告書は、これまで認証評価時の年度と、中間年度に報告書を取りまとめ公表しておりましたが、第3期となる令和元年度の認証評価以降は、毎年度の改善報告書も公表するものとなりました。

本報告書は、令和2年度の自己点検評価として、認証評価の機関別評価結果、基準別評価結果及び基準別評票での事項、実地調査時のコメントに基づいて、抽出された課題の改善状況をまとめ公表するものです。

西九州大学短期大学部
点検・評価運営委員会
委員長 学長 福元 裕二

自己点検・評価運営委員会では、令和元年度(平成 31 年度)内に認証評価結果及び面接調査時のコメントからの改善課題を抽出した。リスト化された認証評価からの大小の課題は、概して平成 31 年度の自己点検・評価報告書に記載した課題及び改善課題に帰着するものであった。リスト化された大小の課題は、今後の具体的な改善事項として、時を移さず可能な改善を実行していくものとした。一方、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策に追われるなか、これを機に、オンライン授業の導入、数理・データサイエンス・AI や SDGs の教育プログラムを次年度に計画するなど、新たな社会に向けた新規教育の導入も促進され、新たな観点が加わった継続的な「教育の質保証」への対応・改善を加速する年度となった。

令和 2 年度は、企画委員会と連携し、点検・評価運営委員会及び教授会において、機関別評価結果の向上・充実のための課題改善、基準別評価結果、基準別評票、実地調査時のコメントから、各基準に係る課題を抽出し、実行可能な課題について、各部署にて順次改善に当たるものとした。本報告は、令和 2 年度において改善された、あるいは改善に着手した事項の点検・評価をまとめる。

改善された、あるいは改善に着手した課題の内容は、関連する基準区分が多岐に渡るため、主に関係付けられる基準の「該当区分に係る自己点検・評価のための観点」をもとに点検評価をまとめている。

(ALO 平田 孝治)

機関別評価結果の向上・充実のための課題改善

(2) 向上・充実のための課題

○シラバスにおいて、15 週目の授業において定期試験を実施している科目があるので、改善が望まれる。

関連テーマ・区分

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

【点検・評価】

教務委員会及び教授会において、機関別評価結果の向上・充実のための課題について取り上げられ、令和 2 年度シラバスチェックの強化を促し、全ての科目について 15 回の授業を確保し、シラバスの中に準備学習の内容や目安となる学修時間について明記した。シラバス作成時には、シラバス記載に間違いがないよう、今後も授業回数の確保について注意喚起していく。

基準別評価結果、基準別評票、実地調査時のコメントからの課題改善

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

主な関連テーマ・区分

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(3)学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4)学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)学習成果に具体性がある。

【点検・評価】

学長のリーダーシップの下、教務委員会にカリキュラム検討部会を置き、3つのポリシーと、建学の精神から学習成果に至る位置づけや各文言について再確認し、文言修正によって整合性を図り、科目との関連がより明確になるよう改善、教授会で教職員の理解統一が図られた。

(3)学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

主な関連テーマ・区分

[基準Ⅱ 教育課程と学生支援]

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(2)学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(8)学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

[基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者であ

る。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

【点検・評価】

各学科・コースにおいて、求人就職先・実習先等の外部ステークホルダー、そして在学生・卒業予定者から意見を聴取する機会を設け、改善課題の抽出に当たり、教育・指導・支援に係る内容や施設設備等の利用等の課題について次年度の改善につなげるものとしている。とりわけ卒業予定者からの意見聴取では、学生支援課(委員会)のとりまとめにより、学友会と協力して、理事長・学長との懇談会を実施し、学生の教育指導・学生生活の満足度向上に向けた取り組みが強化されるものとなった。また卒業予定者と理事長・学長との懇談会は、毎年実施していくものとなった。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2)学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (4)学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

主な関連テーマ・区分

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (2)査定の手法を定期的に点検している。
- (3)教育の向上・充実のためのPDCA サイクルを活用している。

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

[区分 基準 II-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (4)学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準 II-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (2)教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準 II-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (3)入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

[テーマ 基準 II-B 学生支援]

[区分 基準 II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

[テーマ 基準 IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準 IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

【点検・評価】

学長のリーダーシップの下、カリキュラム検討部会のメンバーを中心に 3 つのポリシーの点検、とりわけ学習成果の可視化の運用改善が強化され、また特色ある教育の構築を推進するものとなった。学習成果の可視化においては、教職員の理解浸透に向けて年間を通して議論が重ねられ、学習成果(学修到達目標)の内容を見直し、学生の理解促進に向けた共通の説明資料の作成と、これを用いた各学科・コースでの指導、高大の学習成果の関係性、研修会が実施された。また特色ある教育の構築では、数理・データサイエンス・AI 教育並びに SDGs教育の次年度導入を検討するものとし、教育課程の共通科目群(教養教育)を中心にこれらを体系化して次年度実施を計画するとともに、副専攻課程(データ社会科学)を設置するものとした。また学習成果の可視化の推進については、当部会において年間を通じ継続して進めていくものとした。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

【点検・評価】

点検・評価運営委員会は、従来の認証評価の中間期に報告書をまとめたものに加え、各年度では課題改善事項をとりまとめた報告書を公表するものとした。点検・評価運営委員会は、企画委員会と連携しながら定期開催し、活動においては、上半期・下半期に分け、年度初めに課題の確認、中間期に進捗状況の確認、年度末に課題の改善事項を総括し報告するものとした。

[区分 基準 II -A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(4)入学者選抜の方法(推薦、一般、AO 選抜等)は、入学者受入れの方針に対応している。

(5)高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施し

ている。

(9)入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

【点検評価】

入試広報委員会を中心に、入学者選抜の枠組みが円滑に改正され、選抜方法においては学習成果(学びの三要素)を焦点に提出書類等の内容を改めた。また、留学生については、在留中の経費支弁能力を証明する書類提出を強化するとともに、面接時に客観的指標を用いた日本語能力の確認など、選抜受入れが厳格・強化された。加えて令和 2 年度はコロナ禍にあつて、社会人の受入れに配慮し、特別入学試験の追加日程を設定し、柔軟な対応が図られた。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(3)教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

【点検・評価】

令和 2 年度は、コロナ禍にあつてオンライン授業の導入が加速し、全学的にオンライン会議アプリケーション(Zoom)や本学ポータルサイトの学習ツールが効果的に活用された。準備ができない学生には、PC(50台)の貸し出しのほか、学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用した。次年度からは、オンライン授業を本格導入するものとし、入学生への PC 必携化、オンライン会議アプリケーション(Teams)、貸し出し PC(75台)を準備するものとした。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(5)学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

(7)学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(8)学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行って

いる。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (6)奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7)学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (9)留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (11)障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12)長期履修生を受入れる体制を整えている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

【点検・評価】

今年度はコロナ禍にあつて、学生の経済的支援を強化し、希望者への修学資金の給付、保護者会と同窓会から在学生全員に生活費の支給が行われた。また、遠隔授業等の導入実施に伴って、各科目でのポータルサイトの活用が進み、添削指導やコメント返却に努めた。加えて、カウンセリング相談が増加傾向のなか、学生のメンタルヘルスケアに注意を払い、学生支援課・学生相談室との連携を強化し、気になる学生をいち早く相談室に繋げるなど生活支援の充実を図った。

地域生活支援学科では、国家試験や協会認定試験の対策、一般常識が不足する学生や、3年次編入予定者への補習、留学生には日本語学習の支援を計画的に実施している。卒業予定者からの意見聴取等をもとに、今後はさらに全学的な学習支援の充足に当たる予定である。教務委員会では、GPAに基づく履修基準と基準に応じた指導要件を整備し、加えて留学生については、退学勧告の基準を規定することで、学習成果の獲得向上への支援充実を図った。日本語能力の充足が求められる留学生の本学受験に対しては、長期履修制度の活用し、日本語教育を充足させた3年間の履修制度を設定した。

西九州大学・西九州大学短期大学部では、令和2年1月に障がいのある学生への配慮の重要性を鑑み、障がいのある学生への支援に関する基本方針を定め、障がいの状況や本人の希望、他の学生との均衡、本学の事情等を勘案し、総合的に学生の支援を行っていくものとした。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4)学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5)進学、留学に対する支援を行っている。

【点検・評価】

コロナ禍での就職活動に制約があり、また求人動向も例年通りではなかったが、学生支援課とクラス担任が連携し、年度末間際まで就職支援に努めたことで、例年通りの就職内定率を維持することができた。次年度も新型コロナウイルス感染症の就職への影響を考え、早い段階から就職活動の支援充実に当たるものとしている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (3)専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (7)教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

【点検・評価】

今年度は、教員の職位昇任、退職、西九州大学への異動に伴う新規採用、そして公募があつて、これらはその就業規則、選考規程等に基づいて適切に行われた。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

【点検・評価】

法人主導の下、令和2年度下半期より新規人事評価制度が正式導入され、各部署において年間4回に渡る教職員のヒアリングが実施されることで人事・労務管理を行うものとなった。このなかで、諸規程に基づく就業を適切に管理するほか、ヒアリングの場は教職員の各相談機会ともなっている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

主な関連テーマ・区分

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

(7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

(9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

【点検・評価】

今年度はコロナ禍にあって、教員・非常勤用の遠隔授業のためのオンライン会議アプリ(Zoom)導入、PC モニタほか授業用機器が補正予算で整備された。準備できない学生のために貸し出しPCを整備するほか、PC 演習室を最大限活用した。遠隔授業の導入に当たっては、FD 研修会が開催され円滑な運用が図られた。次年度以降も教育のデジタル化を推進するために、貸し出し用PCを買い増すほか、オンライン会議アプリ(Teams)への更新整備を行うとともに、西九州大学・西九州大学短期大学部に情報システム

室が新規に設置され、専門職員が採用された。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

主な関連テーマ・区分

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

【点検・評価】

理事長・学長のリーダーシップの下、教授会で情報共有がなされている。また入試広報委員会を中心に学生募集の方策が改善されたことで、次年度入学生の定員充足率を 8 割に維持する見込みとなった。慢性的な定員未充足へ課題に対しては、企画委員会の下に部会を編成し継続的に中期的な検討を進めていくものとした。予算の計上と執行においては、法人のヒアリング指導が強化され、総務課と調整を取りながら適切な支出を行うことで、収支バランスに努めるものとなった。

付録1) 平成31年度(令和元年度)認証評価

西九州大学短期大学部 自己点検・評価報告書に記載した基準別課題と改善計画(抜粋)

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

刻々と変容する社会ニーズに対応する教育を実現するために、建学の精神並びに教育の理念に基づいて作成される学園の「基本構想」と「学園方針(5つの柱:マスタープラン)」は、実際の目標・計画を設定していく上で、大きな羅針盤となっている。今後の改善課題としては、SD委員会活動の充実が挙げられ、研修会を計画するなどして、「基本構想」と「学園方針」の解釈や検討する機会を設け、建学の精神と教育理念への認識を深めていくことが求められる。また、非常勤講師や学外ステークホルダーの理解浸透については、情報公開を通じて理解を促すほか、情報共有の場を随時設けることで、建学の精神への理解・認識を高めていくことが求められる。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

所在地域における保育・介護・栄養の3領域の職業人材の不足が叫ばれるなか、本学教育はこれら地域社会のニーズに適った学科・コースを構成するが、これらの志望者は年々減少している。本学は、教育の質の保証を最大限に実施しているなかで、如何にして本学の魅力を、高校生・社会人に伝えるかが課題と言える。

中央教育審議会は、令和2年度に教学マネジメント指針案・省令改正案の提示を予定している。本学の教学マネジメントは、平成27年度システム運用からまもない開始期であり、個々の運用については、途上の段階と言える。機関レベルの三つの方針には、内容に難解な箇所も散見され、今後の省令改正等も踏まえて、見直し改善が必要と考える。また教育の効果については、全学的レベルから授業のレベルに至る、より効果的な運用の改善・充足が必要と考える。

<テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題>

平成27年度の自己点検において、次の課題が挙げられている。学生並びに教職員の学習成果に対する理解・認識を深める点では、複数回にわたるFD・SD研修会の実施、教授会・委員会での周知を図り、学生・教職員全体に浸透してきている。教学マネジメントとしての体制は整いつつあり、今後も定期的な研修会等を通して更なる改革の加速が必要と考えている。学生の振り返り学習の時間の確保と指導・支援の充実の点では、学科・コースで実施計画を作成し実施するものとなったが、一丸体制による実施には至っておらず、全教職員で当たるなどの改善が求められる。学習成果(学修到達目標及びブルーブリック)の文章には、表現や用語について曖昧な点があり、正確さを欠く箇所の表現を修正するなどの更なる改善が求められる。1年前期の学習成果の獲得向上に係る指導・支援に関しては、入学前の学習成果のデータがないため、入学試験の評価等から判断しなければならないことから、入学時点の能力評価と学習成果との接続が必要と考える。学習成果の把握・評価は、組織的な運営体制が整えられたばかりであり、途上の段階と言える。今後は学習成果の査定から効果的かつ効率的なPDCAを稼働させるために、学生ポータルサイトの活用や必要な運用上の取り決めを行うなどして改善を図る必要がある。一方、本学の教育の質の保証の取組みについては、ウェブサイトその他の媒体で公表するところであるが、学外ステークホルダーからの理解・認識は十分とは言えず、対外的な説明を十分に行っていく必要がある。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成27年度から導入した評価支援システムによってPDCAを実施しているが、未だ学習成果のデータが少ないことや、実施運用では試行錯誤する面もあり、途上の段階と言える。一方で、令和2年度の教学マネジメント指針・省令改正によって、今後の教学改革が強化されることが予想される。また、点検・評価運営委員会からは、平成31年度(令和元年度)のアクションプログラムの見直しを図るうえで、簡潔に要点をまとめることも求められており、項目立ての整理等を踏まえて事業計画の改善並びに更なる充実に努めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成29年度に設置した地域生活支援学科の福祉生活支援コース並びに多文化生活支援コースは、主に東南アジアを主とする諸外国籍の正規留学生を受け入れている。留学生の日本語と公用語とする英語の能力においては個人差が大きく、日本人学生を含めて必ずしも英語が公用語としても機能しないことが、教育・指導上の課題となっている。一方で、英語を公用語とする留学生にとっては、必修科目とする英語科目の学習レベルは低いものとなっている。本来、習熟度別のクラス展開が望まれるところであるが、クラス別に展開する程の履修人数はない。本学は、

まだ留学生の受け入れ経験が浅く、また留学生数も他大学と比較して多くはない。今後は、日本語の入学前教育や課外学習支援、英語の検定試験の採用など、教育課程の見直しを含め、連携協定校からの意見等を取り入れるなどして改善していくことが求められる。

また、「卒業生の卒業後の状況に関する調査」の回収率向上が課題であったが、平成 29 年度より紙媒体記述返送に加え Web 上での回答を可能にしたため、例年 10%台の回収率が 40%程度まで回収できている。今後も回収率向上を目指し工夫、改善を図る。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

教職協働体制のなかでは、キャリア・職業教育を主とする就職支援と、学生生活などの修学支援が充足されているが、学習成果の獲得向上に向けた学習支援は、途上の段階であり支援の充実が必要である。

就職支援では、進路決定までに様々な支援の場を設けているが、積極的に利用しない学生や、コミュニケーションが難しい学生への支援対策を検討し、改善していかなければならない。

平成 30 年度に完成年度となる地域生活支援学科の多文化生活支援コース並びに福祉生活支援コースでは、比較的多くの正規留学生を受入れている。本学の留学生受入れの経験は浅く、各種支援については連携協定校との情報交換を通して、支援の方策改善が求められる。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員の「学習成果の獲得向上に向けた支援」については、SD 研修等を通して具体的実効性のある支援を検討していく。留学生の修学、学習、そして就職の支援について、包括連携協定校の支援事例を参考にしながら充足を図っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

業務内容は多種多様化しており、縦割り組織の体制に沿った業務の完遂が難しくなっている。組織の教職協働体制の構築を進めるほか、教職員の職能開発、外部人材の活用などを含め、効率的な職務の遂行が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

佐賀キャンパスには、本学と西九州大学子ども学部が併設されており、施設設備を共用するなかで、とりわけ学内 LAN ユーザー数の増加に伴う業務の統合管理や要望の多様化などについて、より効率的な対処の検討が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

授業での ICT 活用が叫ばれるなか、情報処理教育のための実習室や Wi-Fi 環境を強化した教室を整備しているが、構内の全体的な Wi-Fi 環境の整備は途上の段階と言える。ラーニングコモンズ、アクティブラーニングスタジオ(ALS)、タブレット端末や電子黒板などの教育資源は、授業の性質に応じて利用されているが、これらの活用促進を図るための FD 活動の充実が求められる。

平成 30 年度に策定された「学校法人永原学園情報セキュリティポリシー」については、日頃の運用を司る情報メディアセンターの機能について、規程等を含め運用管理を改めて検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

永原学園では、①平成 25 年度～平成 27 年度の 4 ヶ年にて神埼・佐賀両キャンパスに所在していた耐震性能を満たしていない校舎群の取崩及び建替を順次計画通りに竣工させ運用を開始。②平成 29 年度には佐賀県小城市に新設置したキャンパス校舎及び設備整備(西九州大学看護学部の新設置)、また同時期での建設となった佐賀メディカルセンター内に設置した西九州大学グループ・健康支援センターも計画通りに竣工後に運用を開始した(表Ⅲ-D-3)。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

第 4 次中期目標・中期計画並びに平成 30 年度に採択された「私立大学等経営強化集中支援事業」の目標・計画、「私立大学等改革総合支援事業」(プラットフォーム事業含む)と「ブランディング事業」の計画に則って、教育資源と財務資源の改善・充実を図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

急激な 18 歳人口の減少をはじめ、日々変化する社会情勢の中、短期大学を取り巻く環境は年々厳しさを増している。これら諸問題に適時、的確に対応するためには、理事長の意向を速やかに伝達し実行に移していくことが肝要であり、常任理事会や運営協議会での協議や情報共有はもちろんのこと、教職員全員に浸透させる工夫が必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、滞りなく教学運営のリーダーシップを執っている。一方で、併設大学の学長でもある。併設大学は、神崎市・佐賀市・小城市の 3 キャンパスにまたがっており、時間的な制約も少なからずあることから、副学長や学長補佐の運用については、より効率的な運用と体制改善の検討が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事による監査では、学長の業務執行状況や中長期計画の進捗状況についても監査がなされ、業務執行などの改善について指摘を受けている。こうした指摘事項への対応を迅速かつ的確に進めていくためにも学長のリーダーシップとフォロー体制の強化が必要である。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

18 歳人口減少の中、短期大学を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している。短期大学だけでなく、学園が設置するすべての学校の教職員が学園全体の現状を認識し、何が重要で、今何をしなければならないのか、一人一人が考えながら行動する必要がある。建学の精神に基づき、策定された「第 4 次中期目標・中期計画(平成 30 年度～34 年度(令和 4 年度))」及び、これを補完する「経営改革計画(平成 30 年度～32 年度(令和 2 年度))」を理事長・学長のリーダーシップの下、遂行するとともに経営財務に関する研修会の充実を図り、教職員の意識改革を推進する。

付録 2) 短期大学評価基準(令和 2 年 6 月改定)

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2)建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3)建学の精神を学内外に表明している。
- (4)建学の精神を学内において共有している。
- (5)建学の精神を定期的に確認している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2)地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3)教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2)学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3)学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2)学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3)学習成果を学内外に表明している。
- (4)学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2)三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3)三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4)三つの方針を学内外に表明している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2)定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6)自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
 - ② 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - ③ 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

- (5)専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6)専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7)専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8)専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9)FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (10)専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1)短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2)事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3)事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4)事務関係諸規程を整備している。
- (5)事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6)SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7)日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8)事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2)適切な面積の運動場を有している。
- (3)校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4)校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6)通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10)適切な面積の体育館を有している。
- (11)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6)学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7)教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2)財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)短期大学の将来像が明確になっている。
- (2)短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3)経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

- ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4)短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

(a)日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b)文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2)理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3)理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2)評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2)私立学校法に定められた情報を公表・公開している

西九州大学短期大学部
令和2年度 自己点検評価
認証評価の課題改善事項等に関する報告(案)
令和3年3月31日

令和2年度 点検・評価運営委員会

委員長 学長	福元 裕二
幼児保育学科長	野口 美乃里
地域生活支援学科長(副学長・ALO)	平田 孝治
教務部副部長	牛丸 和人
学生支援部副部長	占部 尊士
入広報部副部長	馬場 由美子
事務局次長	大石 妙子

令和2年度 点検・評価専門委員会

地域生活支援学科(食健康コース主任)	西岡 征子
地域生活支援学科(介護福祉コース主任)	吉村 浩美
地域生活支援学科(多文化コース主任)	田中 知恵
幼児保育学科(学長補佐)	川邊 浩史